

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和6年7月17日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300895号

厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400014号

## 第1 結論

平成2年12月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年12月から平成3年3月まで

私がA社を平成4年9月に退職した後、時期は不明であるが、父と私は私の国民年金の加入手続を行うためにB市C区役所に出向き、その際、父が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

また、父からは、父が請求期間に係る私の国民年金保険料を納付した旨を聞いていた。

しかし、請求期間は、国民年金保険料未納期間と記録されているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録により確認できる請求者の国民年金第1号被保険者資格の取得に係る処理年月日(平成5年5月12日)、請求者の請求期間直後の平成3年4月分の国民年金保険料収納年月日(平成5年5月24日)及び請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の前後の被保険者の記録から判断すると、請求者の記号番号は、平成5年5月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認できることから、当該加入手続時点において、請求者又は請求者の父は、国民年金法の時効の規定により、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者は、自身の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない旨陳述しており、これらを行っていたとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、前述の請求者の記号番号とは別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者の父が請求者に係る国民年金の加入手続を行ったとするB市C区に照会したが、同区は、請求者に係る国民年金の被保険者名簿、電算記録、加入届書の控え又は加入届書の受付処理簿について保管していない旨回答している。

このほか、請求者又は請求者の父が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400003号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400031号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年7月31日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成29年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年7月  
② 平成29年7月31日

請求期間①及び②において、A社から賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録によると、当該賞与の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された賃金台帳及びB市から提出された平成30年度(平成29年分)の給与支払報告書により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、A社は、請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していないのでいずれも不明である旨回答している上、B市は、保存期間を経過しているため平成23年度(平成22年分)の給与及び賞与の支払金額、社会保険料控除額等について確認できる資料はない旨回答していることから、請求者の当該期間の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400001号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400032号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和57年8月5日から同年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和57年7月1日から同年8月5日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和57年7月1日から同年8月5日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年7月1日から同年8月5日まで

A社に正社員として勤務していた請求期間について、年金記録に空白期間が生じないよう、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日を昭和57年7月1日に訂正し、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与辞令、給与明細書及び給料支払明細書並びにA社における複数の元同僚の回答から、請求者は、請求期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の昭和57年8月5日であるが、商業登記の記録によると、同社は請求期間前の同年4月1日に法人として設立されていた上、同年8月5日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元同僚が、請求期間当時の同社の従業員数は5人以上であった旨回答していること及び日本年金機構の回答から、同社は請求期間において、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和57年7月1日とし、請求期間の標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書等及び日本年金機構の回答から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の請求期間当時の事業主は、同社は30年程前に倒産していて、資料等は一切無い状況であり、記憶も定かではない旨回答しているが、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300620号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400015号

## 第1 結論

昭和49年4月から昭和54年12月までの請求期間及び昭和55年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年4月から昭和54年12月まで  
② 昭和55年1月から同年3月まで

私は、昭和48年4月にA店を開業するためB市に転居し、転居後すぐに、私が同市役所で夫婦二人分の国民年金の手続きを行い、同年4月以降の国民年金保険料については、店舗に来る集金人に夫婦二人分を3か月ごとに私か妻のどちらかが一緒に納付していたが、年金記録を確認したところ、請求期間①及び②を含む昭和48年4月から昭和55年3月までの期間が未納とされていた。

ところが、未納とされていた期間のうち、昭和48年7月から同年12月までの期間に係る領収証書が出てきたため、平成24年に年金事務所で当該期間に係る記録の訂正が行われた。その後、そのほかの未納期間について年金記録確認C地方第三者委員会に申立てを行ったところ、当該領収証書がある期間の前後3か月(昭和48年4月から同年6月まで及び昭和49年1月から同年3月まで)の期間だけが納付済期間に訂正された。

しかし、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、請求期間①については、妻の記録だけが納付済期間とされている上、請求期間②については、当初未納とされていた記録が申請した覚えのない免除期間に訂正されるなど不自然な記録となっているので、いずれの期間も納付済期間に記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、店舗に来る集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、妻だけが納付済期間となっていることに納得できない旨主張している。

しかしながら、請求者に係る国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)及びB市の国民年金被保険者名簿において、請求期間①及び②の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

また、特殊台帳によると、昭和54年度及び昭和55年度の摘要欄には、国民年金保険料の納付催告を行ったことを示す「催」の押印が確認できる場所、請求期間②直後の昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できる上、B市の収滞納一覧表によると、請求者及び妻の昭和55年4月から昭和61年3月までの期間に係る国民年金保険料の納付年月日は、全て同一日ではないことから、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者は、請求期間②について、当時は経済的な余裕もあり、国民年金保険料の免除など必要なかった旨主張しているが、B市の収滞納一覧表及び国民年金過年度収滞納一覧表

のいずれにおいても申請免除の承認期間として記録されている上、同市は、日本年金機構に移管済の資料以外に、請求期間②当時の国民年金保険料の納付や免除に係る資料等を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る申請免除の承認の経緯等について確認することができない。

加えて、請求期間①及び②は、合わせて6年間にも及ぶ長期間であり、B市及び社会保険事務所（当時）において、これほどの長期間及び複数年度にわたって、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、請求者又は請求者の妻が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。